議案第10号

山都町国民健康保険条例の一部改正について

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険条例(平成17年山都町条例第100号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山都町国民健康保険条例第6条第1項の規定は、 この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給に ついて適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給につ いては、なお従前の例による。

山都町国民健康保険条例(平成17年条例第100号)新旧対照表

| 現行 | 改正後 (案) |
|--|--|
| (出産育児一時金) | (出産育児一時金) |
| 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主 | 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主 |
| に対して、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、町 | に対して、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、町 |
| 長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、 | 長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、 |
| 必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円 | 必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円 |
| を上限として加算するものとする。 | を上限として加算するものとする。 |
| 2 (略) | 2 (略) |